

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 こども家庭庁設置法の施行に伴い、次の関係法律について、こども家庭庁長官の権限を定める等関係

規定の整備を行うものとする。 (第一条から第四十二条まで関係)

- 一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)
- 二 児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号)
- 三 母体保護法 (昭和二十三年法律第五十六号)
- 四 民生委員法 (昭和二十三年法律第九十八号)
- 五 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)
- 六 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)
- 七 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号)
- 八 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)
- 九 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)
- 十 生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号)

- 十一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）
- 十二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 十三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）
- 十四 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）
- 十五 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）
- 十六 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）
- 十七 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）
- 十八 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）
- 十九 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）
- 二十 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）
- 二十一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）

- 二十二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
- 二十三 健康増進法（平成十四年法律第百三号）
- 二十四 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）
- 二十五 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）
- 二十六 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
- 二十七 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）
- 二十八 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）
- 二十九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
- 三十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
- 三十一 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）
- 三十二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）
- 三十三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(平成二十三年法律第二十七号)

三十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

三十五 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）

三十六 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）

三十七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

三十八 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）

三十九 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）

四十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）

四十一 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第一百五号）

四十二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法

律第百十号)

四十三 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）

四十四 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）

四十五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）

四十六 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）

第二 ことも家庭庁設置法の施行に伴い、次の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものとする。こと。（第四十三条から第四十六条まで関係）

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

二 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

四 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）

第三 この法律は、一部の規定を除き、こども家庭庁設置法の施行の日から施行するものとするほか、この

法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。 (附則第一条から第九条まで関係)